

南部箕蚊屋広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

平成11年 7月30日 議決

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

第2条 乙が前項の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

第3条 この規定に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。